

予防接種事務について

1 概要

予防接種制度は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与することを目的とした制度です。予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市町村が実施主体となって定期または臨時の予防接種を実施し、対象者が適切な時期に確実に予防接種を受けられるよう、接種体制の整備、対象者への周知、接種記録の管理等の事務を行っています。併せて、予防接種による健康被害が生じた場合には、迅速かつ適切に救済を図る仕組みを整備することにより、予防接種の安全性と信頼性の確保にも努めています。

なお、定期接種としては、集団予防、重篤な疾患の予防に重点を置いたA類疾病および個人予防に重点を置いたB類疾病を対象としており、その接種範囲は乳幼児から高齢者まで幅広い世代を対象としています。特に接種に際しては、予防接種法施行令で定められた対象者・実施期間に基づき、市政だより、ホームページおよび個別通知等による確実な周知を行っています。

福岡市においてこれらの予防接種事務は、健康管理システム本体及び委託料集計システムのほか、福岡市共通基盤システムや中間サーバ(マイナンバー情報連携)等を利用して、特定個人情報ファイルを取り扱い、各種予防接種および予防接種健康被害救済制度に関する事務を処理しています。

2 健康管理システムの全面刷新について

国は令和3年に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(標準化法)を施行し、同法において、標準化の対象となる事務(現時点で 20 事務)を特定した上で、地方公共団体がこれらの事務を処理する際には、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)を利用することが義務付けられました。すべての地方公共団体は、原則として、2025 年度(令和 7 年度)までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指すことが求められています。

なお、特定移行支援システムとしてデジタル庁から認められた地方公共団体については移行期限が延長されており、福岡市の健康管理システムについてもこれに該当し、令和8年度の移行が予定されています。

こうした状況の中、福岡市予防接種事務においても、これまで独自に進めてきたシステム刷新事業の対応に加え、標準化対応が必要となり、健康管理システムを標準準拠システムとして全面刷新することとなったものです。

3 特定個人情報保護評価の再実施について

システムの全面刷新に伴い、現行の全項目評価から大幅な変更が生じることとなるため、特定個人情報保護評価の再実施を行うものです。

なお、特定個人情報ファイルを取扱うシステムのガバメントクラウドへの副本データの移行を開始する令和8年6月1日までに当該評価の再実施を完了する必要があります。

※標準化と特定個人情報保護評価について

標準化と特定個人情報保護評価について、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」(総務省)の中で、標準化の作業フェーズの一つとして位置付けられています。

同手順書では、『標準準拠システムへの移行に当たっては、システムを全面的に入れ替えるケースや事務手続を大きく変更するケースも考えられるため、重点項目評価書や全項目評価書については、原則として、評価書の修正ではなく再実施が必要となるものと考えられる。』とされています。

福岡市の健康管理システム(予防接種事務)においても、標準準拠システム導入に伴い、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。予防接種事務では、標準準拠システムの本稼働に向けて、ガバメントクラウド環境への副本データ移行を行う工程が重要な転換点となるため、この工程が開始される前までに評価の再実施を完了する必要があります。